

令和8年度 第2回下松市上下水道事業審議会

○日 時 令和8年7月30日（木曜日） 午前10時～午前11時30分

○場 所 下松市上下水道局3階会議室

○ 議事

（1） 会議の成立について

→9人中全員出席により成立

（2） 料金のあり方について

事務局より概要の説明

委 員 口径については、13mmや20mmの割合が多くなっているが、設置についてはどのような基準で行っているのか。また、マンションについてはどうなっているか。

事務局 一般家庭の場合、設置する蛇口の数でそれぞれ口径の大きさは決まってくる。その蛇口の数については、2世帯住宅や居住する人数によって違いがある。マンションについては様々な形態があるが、最近では戸別メーターを設置されるケースが多くなっている。

委 員 水道料金算定要領については、どのような組織で決められているのか。

事務局 全国の水道事業体などで組織される日本水道協会において作成されており、今年の2月にも改定が行われている。

委 員 口径40mm以上を設置されるのは、主にはどのような場合か。

事務局 一般的には、学校、工場、商業施設などに設置される場合が多い。

委 員 算定要領に沿った改定率については、一般家庭の少量使用者に負担が大きくなっている。そこに配慮した料金体系としてほしい。

委 員 年金収入だけの一人暮らしの高齢者などには、負担感が大きくなるのではないか。

事務局 今回逡増制の廃止に伴い、一般家庭の少量使用者への負担が大きくなっている。ご意見も踏まえ、料金体系の修正を行い、次回の審議会において案をお示ししたい。

委 員 見直しの方向性については概ね納得できるが、逡増制から均一制への移行については、生活用水の使用者に求める負担が大きくなるというデメリットもあげられている。県内他市の状況はどうなっているか。

事務局 4市において均一制が採用されているが、1 m³から均一制とするのは本市だけである。算定要領では均一制が原則となっており、今後は各市においても均一制に移行していくものと考えている。本市においては、逓増度は低く差が9円しかないため、移行による影響は少ないが、他市においては逓増度が高く、差が数百円になるケースもあり、移行に慎重になっている場合もあるようである。

委 員 必ず均一制に移行しなければならないのか。

事務局 算定要領において、均一制が原則とされているものであり、強制ではないが、徐々に解消していくべきとされている

会 長 事務局から見直しの方向性について、口径別料金体系への移行、基本水量制の廃止、逓増制から均一制への移行などについて説明があった。委員の皆様から様々なご意見をいただいたが、このような方向性について、審議会として了解するという事でよろしいか。

委 員 (全委員異議なし)

委 員 料金回収率について100%以上を目標数値とされているが、他市においては90%台に設定している場合もあり、高すぎないか。

事務局 本市においては、料金回収率が令和5年度までは100%を超えていた。有収率についても93%を維持してきたところである。給水に係る費用は、水道料金で賄うというのが原則であり、目標として100%以上と設定しているものである。他市においては、一般会計からの繰入が行われているケースもあるが、負担の公平性の観点からも、水道料金で賄うというのが原則であると考えている。

委 員 今回提示された金額での料金改定を行っても、県内では最も安い料金を維持できている。企業誘致なども積極的に進めてほしい。

事務局 市地域振興部とも協議しながら、企業誘致にも努めていきたい。

委 員 資産維持率については、算定要領では3%とされているが、本市では0.67%である。今後の事業運営に支障はないのか。

事務局 経営戦略において、料金回収率、資金残高、企業債残高についての目標数値を定めているが、この目標をクリアできるように率を定めている。

会 長 料金体系については、少量使用者への配慮が必要であるというご意見をいただいた。本日の議論を踏まえながら、次回修正案をお示しいただければと思う。本日は、平均改定率として26.48%という率が示されたが、この点については、審議会として了解するという事でよろしいか。

委 員 (全委員異議なし)

事務局 次回の審議会においては、少量使用者に配慮した料金体系の修正案をお示

ししたい。